

●まちのお知らせ

役場年末年始のご案内

年末年始閉庁期間

12月29日（水）～1月3日（月）
＊戸籍関係（死亡・出生・婚姻など）の手続きは受け付けています。

☎ 総務課 ☎ 64-7100

家屋取壊しの届出はお済みですか？

所有している家屋を取り壊したときは、税務課へ家屋取壊し届を提出する必要があります。家屋取壊し届を提出されないと、翌年度も固定資産税が課税される場合があります。

手続き方法

役場税務課に家屋取壊し届があります。窓口にて必要事項をご記入の上、提出してください。なお、提出の際には、印鑑（認印可）が必要です。

届出締切日

12月24日（金）

☎ 税務課 ☎ 64-7102

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

償却資産とは、法人や個人で工場や商店など経営している方や、太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地及び家屋以外の構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の資産をいいます。

申告が必要な方

令和4年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸し付けしている法人や個人

申告方法

①前年度申告されている方

12月初旬に申告関係書類を郵送します。廃業・休業・解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

②令和4年度から申告される方（新規）

令和3年中に新規事業を始められた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。該当資産のない場合でも、必ず申告をしてください。

*申告書をご希望の方は、税務課までご連絡ください。

申告期限

令和4年1月31日（月）

☎ 税務課 ☎ 64-7102

住宅取得助成金申請されましたか？

安八町定住促進住宅取得助成金

安八町に住民登録があり、令和3年1月1日～12月31日の間に住宅を取得された場合、安八町定住促進住宅取得助成金を受けることができます。

申請期間

●1月1日～11月30日までに住宅を取得された方

12月28日（火）まで

●12月1日～12月31日までに住宅を取得された方

令和4年2月15日（火）まで

☎ 企画調整課 ☎ 64-7101

納付済額のお知らせ送付

令和3年中（1月～12月）に納めていただいた国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の『納付済額のお知らせ（確定申告用）』を1月下旬に送付します。確定申告の参考としてご利用ください。

☎ 税務課 ☎ 64-7102
住民環境課 ☎ 64-7105

広告